

資料 131-1-1

金 総 第 1 8 0 1 号
総 情 貯 第 3 7 号
平成 2 7 年 3 月 2 5 日

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也 殿

金融庁長官事務代理 池田 唯一 印

総 務 大 臣 山本 早苗 印

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について

標記について、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令の改正に当たり、同法第123条第2号及び151条第2号の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

別紙

意見を求める内閣府令・総務省令案

○以下に記載する規定に基づく内閣府令・総務省令案

・郵政民営化法第 120 条第 1 項第 8 号及び第 149 条第 1 項第 8 号